

# 元祖大師法然上人御法語

譬えば重き石を船に載せつれば沈む事なく万里の海を渡るがごとく 罪業の重き事は石のごとくなれども本願の船に乗りねれば生死の海に沈む事なく必ず往生するなり ゆめゆめ我が身の罪業によりて本願の不思議を疑わせ給うべからずこれを他力の往生とは申すなり

上人播磨の信寂房に仰せられけるはここに宣旨の二つ侍るを取り違えて鎮西の宣旨をば坂東へ下し坂東の宣旨を鎮西へ下したらんには人用いてんやヒ宣うに信寂房しばらく案じて宣旨にても候え取り違えたらんをばいかが用ひ侍るべきと申しければ御房は道理を知れる人かな やがてさゞ帝王の宣旨には釈迦の遺教なり宣旨二つありヒ いうは正像末の三時の教元なり

為

令和 年 月 日

淨写